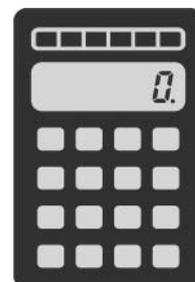


平成	2	6	年	分	所得	税	・	平成	2	7	年	度	住	民	税				
確定申告は正しくお早めに																			

今年も申告の時期が近づいてきました。
 所得税の確定申告書は、平成27年2月16日～3月16日までに留萌税務署へ提出してください。
 羽幌町での受付は、次の日程です。

還付申告受付 1月21日(水)～3月16日(月)
 1月27日(火)～30日(金)は離島の申告のため受付しません。

■ 受付時間 午前9時～午後5時 ■ 会場 役場1階 相談室



申告相談 焼尻地区

1月27日(火)～28日(水)

■ 受付時間 27日/午後1時～午後5時
 28日/午前9時～午後5時
 ■ 会場 焼尻研修センター

申告相談 天売地区

1月29日(木)～30日(金)

■ 受付時間 29日/午後1時～午後5時
 30日/午前9時～午後5時
 ■ 会場 天売研修センター

申告相談 市街地区

2月16日(月)～3月16日(月)

2月13日(金)は川北老人福祉センター

■ 受付時間 午前9時～午後5時
 ■ 会場 役場1階 相談室

仕事の都合などで受付時間内に来ることができない場合は別途対応しますので、事前にご連絡ください。

申告に必要なもの

- 印鑑
- 事業を行っている方は、事業の収入金額、必要経費を確認できる書類(経費ごとに集計してください。)
- 給与所得の「源泉徴収票」、公的年金の「源泉徴収票(ハガキ)」
- 還付申告の場合 → 還付金の振込先金融機関の口座番号(本人名義の通帳など)
- 国民健康保険税、社会保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金の「領収書」または「控除証明書」
- 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の「控除証明書」
- 医療費控除を受ける場合 → 「医療費の領収書」
 (病院、治療者ごとにまとめた明細書を作成していただきます。所定の様式を、役場で事前にお渡ししています。)
- 障害者手帳、寄付金の領収書 など

所得のなかった方も申告書を提出してください

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に加入している方
- 乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療等の医療制度の受給対象となる方
- 児童扶養手当等の公的扶助を受ける方
- 国民年金の免除申請をする方
- 町営住宅等に入居している方
- 所得課税証明が必要となる方 など

申告をすると税金が還付される方(還付申告)

- 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- 医療費が10万円を超える方
 所得が200万円以下の方は、その5%を超える額(入院給付金、高額療養費等により補てんされた医療費は除きます)
- 控除対象の寄付金が2千円を超える方
- 借入金等によって住宅を取得または増改築した方(対象となる要件を満たしている必要があります) など